

長野県松本建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

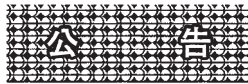
その関係図面は、告示の日から平成25年8月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年8月5日

長野県松本建設事務所長 波間 寛

- 1 路線名 波田北大妻豊科線
- 2 供用を開始する区間
松本市波田字上島1015番の2地先から
松本市波田字上島1255番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成25年8月5日

道路管理課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年8月5日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年7月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人上田市身体障害者福祉協会
- 3 代表者の氏名
井澤 新一

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、長野都市計画道路に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成25年8月5日

長野県知事 阿部 守一

- 1 開催日時及び場所
 - (1) 日時 平成25年9月1日（日）午後1時00分から
 - (2) 場所 長野市大豆島総合市民センター 多目的ホール（長野市大字大豆島1054-1）
- 2 都市計画の変更案の概要
 - (1) 都市計画道路の変更案（別紙素案のとおり）
3・4・13号長野菅平線
平成3年長野県告示第249号で決定した計画の一部について、道路線形及び延長の変更による区域の一部を変更します。
 - (2) 変更案の閲覧
平成25年8月5日（月）から平成25年8月19日（月）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。
- 3 公述申出について
公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出してください。

- 4 主たる事務所の所在地

上田市中央三丁目5番1号

- 5 定款に記載された目的

この法人は、身体障害者及び社会的弱者に対し、福祉と自立の向上を図り社会参加を目指し、一般市民と共にノーマライゼーションのまちづくりに寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年8月5日

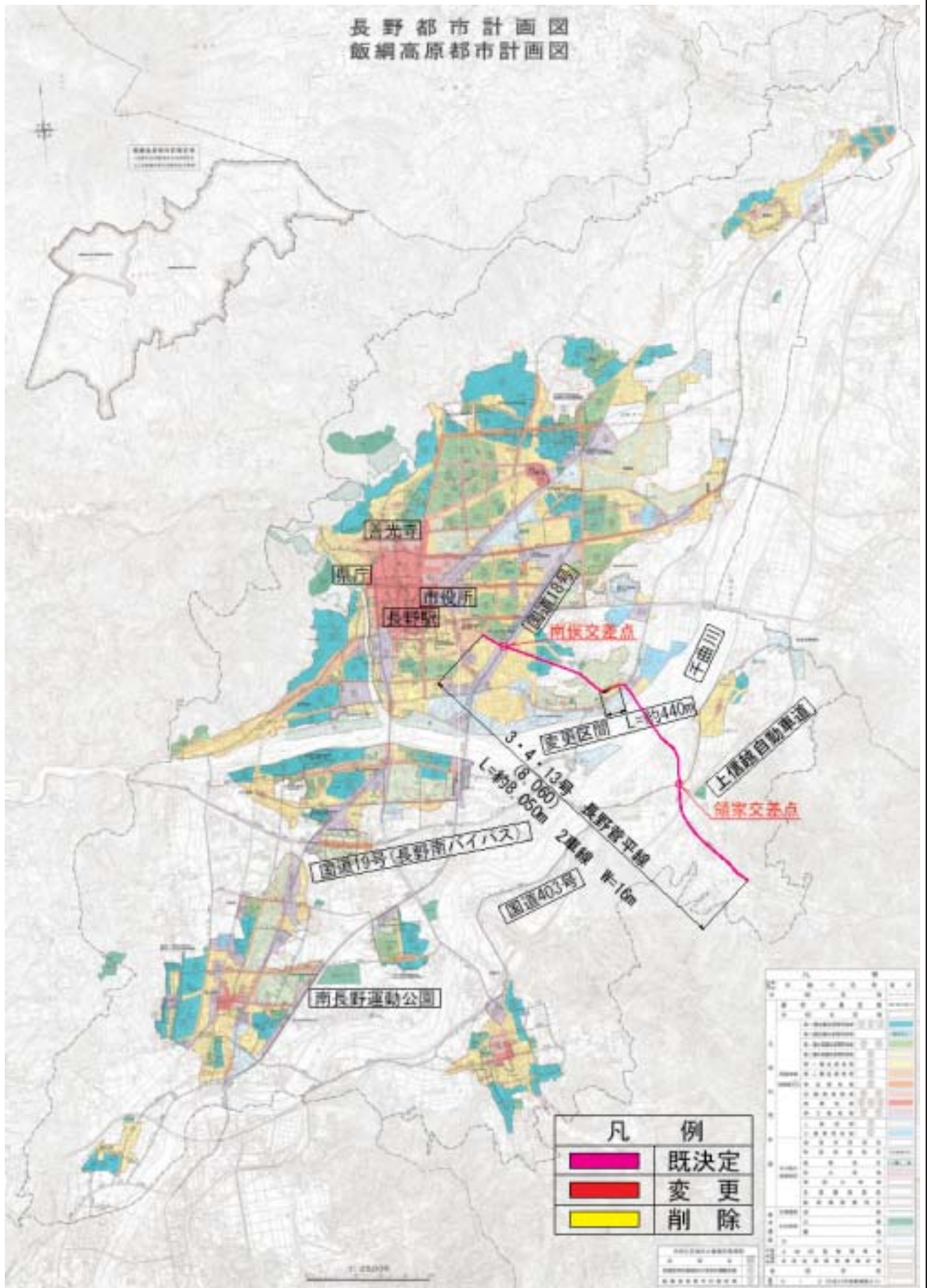
長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年7月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人安曇野東山包美術館
- 3 代表者の氏名
師岡 昭二
- 4 主たる事務所の所在地
北安曇郡池田町大字会染7700番地1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、岡秀行コレクションの展示と共に安曇野を愛する芸術家の作品の展示に関する事業を行い、地域の文化、産業の振興に貢献し、情操豊かな夢と希望のある社会の創造に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

- (1) 公述申出のできる者
都市計画の変更に係る区域内の住民その他利害関係を有する者
 - (2) 公述申出期間
平成25年8月5日(月)から平成25年8月19日(月)まで(郵送の場合は、同日までに到着したものに限り。)
 - (3) 公述申出書の提出先
長野県建設部都市計画課、長野県長野建設事務所計画調査課又は長野市都市整備部都市計画課
 - (4) 公述申出書の様式
別紙様式のとおり
- 4 公述人の選定
あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知します。
なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。
- 5 その他
この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(別紙素案)



(第2号様式)

(別紙様式)

(受付日時: 月 日 時 分)

公 述 申 出 書

(整理番号)

長野都市計画道路に関する都市計画の変更案に対して、次の
とおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

長野県知事 様

公述申出人

住 所 〒

ふりがな
氏 名

(電話)

意見の要旨

- (備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年8月5日

長野県北安曇地方事務所長 土 屋 嘉 宏

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

県営住宅大町第2団地外3団地消防用設備点検業務

(2) 役務の特質

県営住宅団地の消防用設備の点検

(3) 履行期間

契約日から平成26年3月20日まで

(4) 履行場所

大町市大町5734-2 県営住宅大町第2団地 外3団地

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相

当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 消防設備士又は消防設備点検資格者を有している者であること。
 - (5) 長野県内に本店を有する者であること。
 - (6) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- 3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並び

に問い合わせ先

大町市大町1058-2

長野県北安曇地方事務所 商工観光建築課

電話番号 0261 (23) 6524 (直通)

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年8月23日(金) 午前10時

イ 場所 長野県大町合同庁舎 302号会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年8月20日(火)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成25年8月22日(木)までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定め

る期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

住 宅 課

公告

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第4項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

平成25年8月5日

長野県内水面漁場管理委員会会長 沖 野 外輝夫

1 日時及び場所

別表のとおり

2 案 件

別表の漁場の位置欄に掲げる河川等に係る漁業権の漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容となるべき事項の事前決定案について

3 その他

(1) 公聴会において意見を述べることができる者の範囲は、次に掲げる者となります。

ア 漁業権者

イ 漁業権漁業の経営者

ウ 漁業協同組合関係者

エ その他直接利害関係のある者

(2) 公聴会において意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業及び発言の要旨を記載した書面を、平成25年8月15日(木)までに次の提出先に提出してください。(郵送の場合は、同日までに必着のこと。)

提出先 長野市大字南長野字幅下692-2 (郵便番号380-8570)

長野県農政部園芸畜産課内長野県内水面漁場管理委員会

電話 026-235-7229 F A X 026-235-7481

(3) 漁業権免許の内容等の事前決定案は、長野県農政部園芸畜産課及び長野県の地方事務所農政課において縦覧に供します。

(別表)

日 時	場 所	漁業権の番号	漁 場 の 位 置
平成25年8月21日 午前10時から	松本市大字島立1020 松本合同庁舎502号会議室	内共第4号	長野市から上流の犀川本流及び支流並びに柳久保池
		内共第5号	岡谷市の区域内の天竜川本流及び支流、諏訪湖全域並びに岡谷市、諏訪市、茅野市及び諏訪郡の区域内の諏訪湖に流入する河川の本流及び支流
		内共第7号	岐阜県中津川市から上流の木曾郡の区域内の木曾川本流及び支流
		内共第8号	北安曇郡白馬村及び小谷村の区域内の姫川本流及び支流
		内共第13号	大町市の区域内の農具川並びに木崎湖、中綱湖及び青木湖並びにこれらの湖沼に流入する河川の本流及び支流
		内共第16号	諏訪郡富士見町及び原村並びに山梨県北杜市の区域内の釜無川本流及び支流
		内共第17号	北安曇郡小谷村及び新潟県糸魚川市の区域内の姫川本流
		内区第2号	諏訪湖全域
平成25年8月23日 午後1時30分から	飯田市追手町2丁目678 飯田合同庁舎502号会議室	内共第6号	上伊那郡辰野町から下伊那郡天龍村平岡に至る天竜川本流及び支流、下伊那郡阿南町及び天龍村の区域の早木戸川本流及び支流並びに下伊那郡天龍村の区域内の虫川本流及び支流
		内共第10号	下伊那郡根羽村の区域内の矢作川本流及び支流
		内共第14号	下伊那郡阿智村浪合の区域内の和知野川（通称浪合川）本流及び支流
		内共第15号	下伊那郡平谷村の区域内の平谷川本流及び支流
平成25年8月29日 午前10時から	佐久市跡部65-1 佐久合同庁舎404号会議室	内共第1号	長野市から上流の千曲川本流及び支流
		内共第11号	南佐久郡小海町の区域内の松原湖及び長湖並びにこれらを結ぶ河川
		内区第1号	茅野市及び北佐久郡立科町の区域内の白樺湖
平成25年8月29日 午後2時30分から	長野市大字南長野南県町686-1 長野合同庁舎501号会議室	内共第2号	長野市から下流の千曲川本流及び支流並びに長野市の区域内の犀川本流
		内共第3号	長野市の区域内の裾花川本流及び支流
		内共第9号	下高井郡山ノ内町及び木島平村並びに下水内郡栄村の区域内の中津川本流及び支流
		内共第12号	上水内郡信濃町の区域内の野尻湖、池尻川及び古海川
		内共第18号	上水内郡信濃町の区域内の池尻川本流及び支流

内水面漁場管理委員会